

介護ウェブ2020 推進ニュース

◆ 大多数の事業所で経営が悪化

-2020年度 介護保険サービス収支差率 2.4% 前年より-0.7% (厚労省) -

2020年10月30日(金)に厚生労働省介護給付費分科会介護事業経営調査委員会が開催され令和2年(2020年)度介護事業経営実態調査結果の概要(案)が示されました。調査結果では全サービス事業の2019年度平均収支差率が2.4%で、前年度から0.7%減少する結果となっており、比較可能な22のサービス事業の8割弱にあたる17のサービス事業で収支差率が悪化しています。施設サービスは前年度と比較して軒並みマイナス、居宅サービスでは訪問介護が前年度の4.5%から2.6%となり1.9%のマイナス、居宅介護支援事業は介護保険がスタートして以来一貫としてマイナスで今回も1.6%のマイナスです。これまで収支差率を伸ばしていた地域密着型サービスでは定期巡回・随時対応型訪問介護看護が前年度の8.7%から6.6%となり2.1%のマイナス、看護小規模多機能型居宅介護も前年度の5.9%から3.3%となり2.6%のマイナスと大多数の事業で落ち込みが目立ちます。

各介護サービスにおける収支差率

サービスの種類	令和元年度概況調査		令和2年度実態調査		サービスの種類	令和元年度概況調査		令和2年度実態調査	
	平成30年度決算	令和元年度決算	令和元年度決算	対30年度増減		平成30年度決算	令和元年度決算	令和元年度決算	対30年度増減
施設サービス ()内は税引後収支差率					福祉用具貸与	4.2% (3.4%)	4.7% (3.5%)	+0.5% (+0.1%)	
介護老人福祉施設	1.8% (1.8%)	1.6% (1.6%)	△0.2% (△0.2%)		居宅介護支援	△0.1% (△0.4%)	△1.6% (△1.9%)	△1.5% (△1.5%)	
介護老人保健施設	3.6% (3.4%)	2.4% (2.2%)	△1.2% (△1.2%)		地域密着型サービス ()内は税引後収支差率				
介護療養型医療施設	4.0% (3.2%)	2.8% (2.3%)	△1.2% (△0.9%)		定期巡回・随時対応型訪問介護看護	8.7% (8.5%)	6.6% (6.0%)	△2.1% (△2.5%)	
介護医療院	-	※5.2% (※4.7%)	-		夜間対応型訪問介護	※5.4% (※5.3%)	※2.5% (※2.0%)	△2.9% (△3.3%)	
居宅サービス ()内は税引後収支差率					地域密着型通所介護	2.6% (2.3%)	1.8% (1.5%)	△0.8% (△0.8%)	
訪問介護	4.5% (4.1%)	2.6% (2.3%)	△1.9% (△1.8%)		認知症対応型通所介護	7.4% (7.2%)	5.6% (5.4%)	△1.8% (△1.8%)	
訪問入浴介護	2.6% (1.2%)	3.6% (2.7%)	+1.0% (+1.5%)		小規模多機能型居宅介護	2.8% (2.5%)	3.1% (2.9%)	+0.3% (+0.4%)	
訪問看護	4.2% (4.0%)	4.4% (4.2%)	+0.2% (+0.2%)		認知症対応型共同生活介護	4.7% (4.4%)	3.1% (2.7%)	△1.6% (△1.7%)	
訪問リハビリテーション	3.2% (2.6%)	2.4% (1.9%)	△0.8% (△0.7%)		地域密着型特定施設入居者生活介護	1.5% (1.2%)	1.0% (0.6%)	△0.5% (△0.6%)	
通所介護	3.3% (2.8%)	3.2% (2.9%)	△0.1% (+0.1%)		地域密着型介護老人福祉施設	2.0% (2.0%)	1.3% (1.3%)	△0.7% (△0.7%)	
通所リハビリテーション	3.1% (2.6%)	1.8% (1.4%)	△1.3% (△1.2%)		看護小規模多機能型居宅介護	5.9% (5.6%)	3.3% (3.1%)	△2.6% (△2.5%)	
短期入所生活介護	3.4% (3.3%)	2.5% (2.3%)	△0.9% (△1.0%)		全サービス平均 ()内は税引後収支差率	3.1% (2.8%)	2.4% (2.1%)	△0.7% (△0.7%)	
特定施設入居者生活介護	2.6% (1.3%)	3.0% (1.9%)	+0.4% (+0.6%)						

◆ 「介護事業所の経営実態をふまえ、介護報酬の大幅な底上げを実施することを強く求める」会長声明を発表（11月2日・別紙①）

今回の調査結果に対し全日本民医連では2020年11月2日付で「介護事業所の経営実態を踏まえ、介護報酬の大幅な底上げを実施することを強く求める」会長声明を発表しました。コロナ禍のもとで介護事業所が現状で抱えている困難を早急に打開し、感染の再拡大・長期化に備えていく上で、また高齢化の進展に伴い今後いっそう増大していく介護需要に添えていくために以下の2点を強く要望しました。

- 1 「介護の質の維持・向上」「経営の安定性・継続性の確保」「職員の処遇・労働環境の抜本的な改善」及び「感染症・自然災害への適切な対処」が可能となるよう、介護報酬全体の引き上げ、とりわけ基本報酬部分（基本サービス費）の大幅な底上げを図ること
- 2 改定に伴ってサービス利用に支障が生じないように、利用料負担の軽減措置を講じること

◆ 総合事業の「弾力化」に対して多数の反対意見が寄せられる - 「介護保険法施行規則の一部を改正する省令案（概要）」に対して寄せられたご意見について（別紙②） -

10月22日に「介護保険法施行規則の一部を改正する省令」が厚労省より発せられ、パブリックコメントへの返答が示されました。公表された意見では「対象者の弾力化を図る根拠として一部の自治体の声を示されているが不鮮明」との問いに対して「一定数の市町村が回答している」と回答し、具体的な根拠は示されていません。「対象者の弾力化が要介護サービスを総合事業に移し替えていく布石になりかねない、要介護者1～5の方への生活援助サービスを総合事業へ移行することに反対」に対して「本人の希望を踏まえて、介護保険の給付が受けられることを前提としつつ、住民主体のサービスを継続して利用できるようにし、選択肢の幅を広げるもの」と回答。「本人の希望をどのように担保するのか」の問いに対しては「ケアマネジャーが本人の希望を踏まえながら、介護給付と住民主体のサービスを組み合わせたケアプランの作成などのケアマネジメントを通じて、適切な事業の利用が確保されることが重要」との考え方が示されています。「要介護者が総合事業に移行するにあたってその受け皿が確保できない」の問いに対しては回答が得られませんでした。厚労省は「本人の希望」と「自治体の判断」を前提に要介護者1～5の方も総合事業の対象とすることができるよう2021年4月から見直すとしています。

【各地の取り組み】

◆ 県知事に特例措置をやめるように申し入れ（神奈川民医連）

10月23日（金）に神奈川民医連は県知事に対し申し入れをしました。対応した調整監は、「利用者負担が増え、同意が得にくいことは承知している。県の立場としては、特例措置による利用者負担を求めない検討を政府に求めている。長野県飯田市の例も承知しているが財源活用のこともあり、県独自に補助金を出さず検討はしていない」と回答しました。

＜要請事項＞

1. 「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱い(第12報)」において示された特例措置はただちにやめるように国に対して働きかけること。
2. 新型コロナウイルス感染症の影響により前年度比で減収になった介護事業所に対しては、公費による財政支援を行うように国に働きかけること。
3. 公費による財政支援が決まるまでは、特例措置を算定しない事業所に介護報酬の上乗せ額に相当する補助金を県として独自に支給すること。

◆ 県への要請行動を実施（新潟民医連）

10月21日（水）に新潟県に対し、新潟民医連の介護・福祉に関する法人連名で要請を行いました。各法人からの代表者が参加し、県より保険福祉部高齢保健福祉課長ら4名が対応しました。要請で現場のひっ迫した状況を伝え、当初予定していた時間を大幅に超え訴えました。11月には新潟市への要請行動を予定しています。



＜要請項目＞

1. 県の高齢者施設への通知では、「高齢者施設等で感染が疑われる者が発生した場合」にPCR検査等の対応を行うこととされていますが、陽性者が出てからの対応では遅いと考えます。医療機関、介護福祉施設など集団感染のリスクが高い施設においては、PCR検査を、施設側で必要と考える時、必要な範囲で、県の費用負担で実施で

きるようにしてください。

2.これまで、介護福祉施設には、マスク及びアルコールが支給されましたが、医療機関と同様に感染防護により有用な資器材の支給を行ってください。

3.「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第12報）」の運用に際し、通所系サービスにおける上位区分の基本サービス費（もしくは延長加算）の算定、短期入所サービスにおける緊急時受入加算の算定による介護報酬の積み増し部分について、利用者への負担増が生じない措置をとるよう、強く国に申し入れてください。またその間の利用者負担については、県で負担してください。

◆ 通所介護の減収 67%（沖縄民医連）

10月26日に沖縄民医連と沖縄医療生協の合同で記者会見を行い、県内の通所介護事業所・通所リハ事業所249事業所の内8月収益が前年に比べ減収した事業所が67%に上ったことを報告しました。また、6月1日通知「臨時的取り扱い第12報」について、利用者負担増を伴うことなどを理由に60.3%の事業所が活用していないことも判明しました。沖縄医療生協介護事業課課長の屋良樹一氏は「介護は寄り添ってケアする業務。多くの職員は半年間、自宅と職場の往復だけで緊張感が続いている」と説明し①衛生用品の確保、②職員への速やかなPCR検査体制、③直員確保への支援などを求めました。

<沖縄の地元紙でも報じられる>

2020年10月27日 琉球新報

通所介護7割が減収

民医連調査 感染対策で利用自粛

県民主医療機関連合会（民医連）と沖縄医療生活協同組合は26日、9月に実施した通所介護事業所へのアンケート調査の結果を発表した。県内647カ所のうち249カ所から回答があり、約7割が新型コロナウイルスの影響で減収したと明らかにした。感染を避けるための利用自粛などが経営を直撃しており、全国的にも休業や廃業が相次いでいることから、減収分の補てんなどの支援策の必要性を訴えている。

支援策の必要性訴え

調査対象は県内の通所介護事業所（デイサービス）と通所リハビリテーション事業所（デイケア）の計647カ所。4割近い回答率と通所リハビリテーションは例年の調査より高いとい

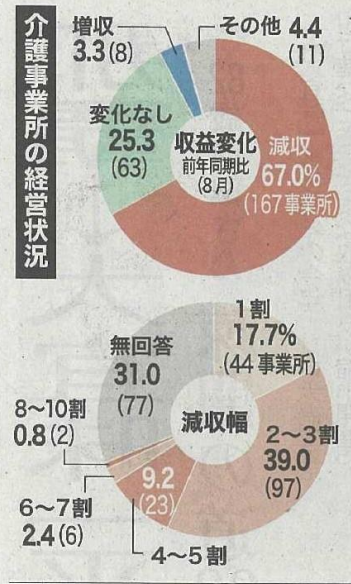
調査対象は県内の通所介護事業所（デイサービス）と通所リハビリテーション事業所（デイケア）の計647カ所。4割近い回答率と通所リハビリテーションは例年の調査より高いとい

前年同期（8月）比の経営状況を質問したところ、回答した事業所の約7割に当たる167カ所が「減収」を選択した。「変化なし」は63カ所、「増収」は8カ所だった。減収幅を尋ねる質問では「2～3割」が最も多く97カ所、「1割」44カ所、「4～5割」23カ所と続いた。職員の確保が困難になったり、感染者が出たりして休止に追い込まれた事業所もある。

コロナによる影響として、重症化しやすい高齢の利用者を感染させてしまうのではないかと現場職員が不安を抱えていることや、自粛による利用者家族の介護負担の増大、利用者自身の認知機能や筋力の低下を上げる声があった。マスクや消毒液といった衛生用品

が十分確保できていると回答したのは約1割にとどまった。国の支援策として特別報酬制度があるが、利用者の自己負担が発生することから、事業所の6割が算定していないことも判明した。

沖縄医療生協の屋良樹一介護事業課長は「自己負担が発生しない形で制度変更や支援をお願いしたい」と語った。



お問い合わせ先 介護ウェブ推進本部

TEL: 03-5842-6451

E-mail: min-kaigo@min-iren.gr.jp

全日本民医連事務局・高梨／山川